

## 【アメリカ】2019 年香港人権民主主義法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

\* 香港で政治的な自由や民主化を求める運動が激しさを増す中、米国と香港の関係を定めた法律を修正し、香港での人権侵害等に対し制裁を科すことを定めた 2019 年香港人権民主主義法が、2019 年 11 月 27 日に制定された。

### 1 経緯と概要

2019 年香港人権民主主義法<sup>1</sup>（以下「2019 年法」）は、2019 年 11 月 19 日に連邦議会上院を全会一致で、11 月 20 日に下院を賛成 417、反対 1 で通過し、11 月 27 日に大統領の署名を経て制定された。

米国の対香港政策の基本は、1992 年合衆国香港政策法<sup>2</sup>（以下「1992 年法」）で規定されている。2019 年法は、1992 年法に香港の自治に関する国務長官の連邦議会への報告に関する条項と、米国でのビザ申請者に関する条項の 2 条を新たに設ける修正に加え、連邦議会としての香港政策に関する意思表示、香港での人権侵害に従事したと認定された者への制裁等を規定した。

香港政策に関しては、デモ隊を制圧するために香港警察で使用する催涙ガス等の輸出規制法（P.L.116-77）も同日に制定された。

### 2 主要な条項

全 10 条から成る 2019 年法の主要な条項の内容は、次のとおりである。

#### 第 3 条 政策の表明

- ・米国は、香港の継続的な存続力、繁栄、安定に強い関心を持つ。
- ・民主化の支援は米国外交の基本原則であり、当然に、香港に対する米国の政策にも該当する。
- ・香港の人々の人権は、米国にとっても重大事であり、香港における米国の利益にも直接関係し、香港の継続的な経済発展の基礎となる。
- ・香港の中国からの自治は、香港が米国の法律において中国とは別の取扱いとなっていることを正当化できるほどに、十分に維持されなければならない。
- ・香港の高度の自治、香港の人々の基本的権利と自由を支援する。香港の行政長官や全議員の普通選挙などを求める、香港の人々の民主化運動を支援する。
- ・中国政府には、過度の介入をせず、香港の人々による香港の高度の自治を認めるよう求める。
- ・英国、オーストラリア、カナダ、日本、韓国を含む同盟国と、香港の民主化と人権の推進のために調整して行動する。

#### 第 4 条 1992 年法の修正

1992 年法第 II 編の末尾に、次の 2 条を加える。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 12 月 4 日である。

<sup>1</sup> Hong Kong Human Rights and Democracy Act of 2019, P.L.116-76. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ76/PLAW-116publ76.pdf>>

<sup>2</sup> United States-Hong Kong Policy Act of 1992, P.L.102-383. <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title22/chapter66&edition=prelim>>

**第 205 条 香港の自治に関する国務長官の報告**

国務長官は、原則として最低でも年 1 回、連邦議会に、香港の中国からの自治が、その特別な取扱いを正当化するのに十分な状況か、報告書を提出し、証明しなければならない。

報告書には、香港における集会や言論の自由などの市民的自由の状況や、香港の自治への侵害が、米国と香港の協調関係を害する分野に関する評価を含めるものとする。

**第 206 条 米国内での学生就労ビザへの香港の申請者の取扱い**

国務省は、2014 年時点又はそれ以降の香港在住のビザ申請者に対し、申請者が、政治的な理由により逮捕、拘束、その他の反政府活動を主な理由として、米国における学生又は就労ビザの発給を拒否してはならない。

**第 5 条 米国輸出管理法違反及び香港における国連制裁に関する年次報告**

商務長官は、財務長官及び国務長官と協議の上、中国による香港を利用した、米国の輸出管理法及び国連制裁違反に関する評価等を含む年次報告書を連邦議会に提出しなければならない。

**第 6 条 米国市民の保護**

大統領が、香港で提案又は制定された法律が、米国市民に中国本土又は被告人の権利の保護が十分ではない他の国への引渡しの危険を及ぼすと認定した場合には、大統領は 30 日以内に、香港における米国市民やビジネスを守る戦略、そのような法律の米国市民への政治的危険の評価、在香港領事館の増強の必要性、米国と香港の間の協定を香港が遵守できるか、等を含む報告書を連邦議会に提出しなければならない。

**第 7 条 香港の基本的自由及び自治の侵害に対する制裁**

- ・大統領は、恣意的な拘束、拷問など香港において国際的に認められた人権の侵害に責任があると大統領が認定した外国人の一覧の報告書を、年 1 回以上、連邦議会に提出しなければならない。
- ・報告書で認定された者には、大統領が、米国内等で所有する資産の凍結、米国への入国禁止やビザの発給停止などの制裁を課す。

**第 8 条 制裁報告書**

大統領は、第 7 条に基づき課した制裁について、課した者の一覧、制裁の内容、制裁の日付、制裁を解除した場合はその理由等を記載した報告書を連邦議会に提出し、公表しなければならない。

**第 9 条 中国の国家管理メディアに対する連邦議会の意思の表明**

次のことは、連邦議会の意思である。

- ・文匯報、大公報を含む中国の国家管理メディアが、米国やその他の国の民主化活動家や外交官等を故意に標的として、嫌がらせをしていることを米国は非難すること。
- ・国務長官は、中国政府に対し、メディアを利用して虚偽情報を拡散することは受け入れられないと、明確に伝えるべきである。
- ・国務長官は、中国のジャーナリストへのビザの発給において、上記の活動を考慮するべきである。

**第 10 条 香港への群衆管理装置の商用輸出に対する連邦議会の意思の表明**

商務省が他の連邦政府の機関と協力して、香港において不適切に使用される可能性のある群衆管理・監視装置の香港への輸出を防止するため、米国の輸出管理を強化することを検討するべきことが、連邦議会の意思である。